

Q. 高齢者がお世話になる福祉施設や病院等での、費用負担を軽減するにはどのようなものがあるのでしょうか？

A. 下記の表をご覧ください。ここでは代表的な5つの施設を対象に、費用内訳ごとにどのような負担軽減制度があるか掲載しました。

【説明】

1. このなかでは、「介護療養型病院」と「老人保健施設」は医療保険の適用です。他は介護保険制度の適用となります。

	費用内訳	軽減等	施設				
			特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型病院	有料老人ホーム	グループホーム
施設への支払	1.部屋代	負担限度額適用	○	○	○	適用なし	適用なし
	2.食事代	負担限度額適用	○	○	○	適用なし	適用なし
	3.介護保険自己負担	収入による1割または2割負担	○	○	○	○	○
	4.介護保険による上乘加算	施設毎の契約1割又は2割負担	○	○	—	○	○
	5.医療保険による上乘加算	病院との契約	—	—	○	—	—
	6.サービス対象外、日常生活費、理美容等	施設または病院との契約	○	○	○	○	○

1.部屋代、2食事代

有料老人ホームは、民間経営ということもあり負担限度額は適用されません。

また、グループホームは、地域密着型という制度のもと、「各市町村」の制度により助成制度等がありますので、詳細は市区町村の窓口またはグループホームにご確認下さい。

3.介護保険自己負担、4.介護保険上乘せ

全ての施設で、本人または配偶者の収入により、1割または2割負担となります。

’15/8月より2割負担(No.73参照)の制度が実施されました。(従来は全員1割負担)

5.医療保険による上乘せ加算

6.サービス対象外

基本、自宅等にお住まいの時と同様、費用は全て自己負担となります。

中には、施設で決められた契約に基づいて費用を支払ものがあります。

いずれにしても、各施設から提示があります「重要事項説明書」の内容をよく聞き、理解することが無駄に出費をしなくてもよいと考えます。